

農業会議だより

第2号(平成28年7月) 発行:一般社団法人佐賀県農業会議

1. 一般社団法人佐賀県農業会議第一回通常総会を開催
2. 全国農業委員会会長大会が開催
3. 遊休農地対策の確実な実施
4. トピックス 「麦・大豆1トどりプロジェクト」がスタート
5. 農業者年金制度の周知と加入推進
6. 平成28年度国農業新聞の普及・推進
7. 常設審議委員会の結果(平成28年6月)
8. 今後の行事予定

1. 一般社団法人佐賀県農業会議第一回通常総会を開催

平成28年6月15日、一般社団法人佐賀県農業会議第一回通常総会を「グランデはがくれ」で開催しました。

「農業委員会等に関する法律」が60数年振りに大きく改正され、昨年9月4日に公布。本年4月1日の施行に伴い、当会議は一般社団法人佐賀県農業会議に組織変更し、同時に佐賀県農業委員会ネットワーク機構の知事指定を受け、業務をスタートしました。

会員は従来の方に加え、新たに市町長20名が加わり、全体で50名となりました。

議案に入る前に、これまで農業会議が一般社団法人に組織変更した経緯や昨年12月10日の総会で決定された定款の内容を説明した後、旧制度の「平成27年度事業実績・決算」を承認いただきました。当会議として、取り組む事業の内容に大きな違いはありませんが、優良農地の確保・活用に加え、新たに農地法で義務づけられた農地の利用状況調査と地域内での効率的な活用を図る活動を各市町農業委員会で実施してもらうことに力を注ぎたいと考えています。

また、新たに域内農地の最適化を推進する、農地利用最適化推進委員が3市町(神崎市、鹿島市、吉野ヶ里町)で誕生しましたので、全国の状況等を把握しながら、農業委員との役割分担等をお示しするなど、各市町と連携を深めて参りたいと思っています。

いずれにしても、約2年先まで、新旧制度が混在しますので、複雑な対応が必要となります。

総会に引き続き、市町農業委員会会長会議を開き、既に新制度をスタートした3市町会長から新制度への移行にあたっての状況等をご報告いただき、今後、新制度へ移行予定の市町会長との意見交換を行いました。



2. 全国農業委員会会長大会が開催

平成28年5月26日、全国農業委員会会長大会が「文京シビックホール」で開催されました。本年4月から改正法が施行され、農業委員会制度が大きく変わり初めての大会で、意見等が噴出した昨年の大会とは違って、粛々と議事が進行され、特に、今回「農業委員会憲章」が新たに採択され大きな目標ができました。

このほか、「新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案」等や「熊本・大分地震への万全な対応を求める特別要請」が決議されました。

大会終了後、参加された会長さんは二班に分かれて、県選出衆参議員に対し農業委員会の現状や今後の活動方向等について、現場の意見をしっかりと聴いていただくよう、政策要請を行いました。

なお、来る12月1日には東京メルパルクホールで全国農業委員会会長代表者集会が開催される予定です。



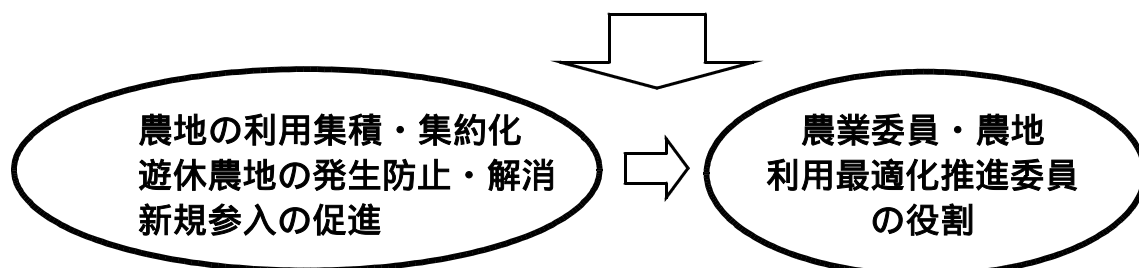
農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

3. 遊休農地対策の確実な実施

(1)平成28年4月施行の農業委員会法改正により、農業委員会の業務として、農地利用の最適化の推進が必須業務



(2)利用状況調査・利用意向調査の確実な実施（農地法に規定）

1)利用状況調査

管内の全農地の利用状況を調査（農地パトロール）

2)利用意向調査

利用状況調査後、遊休農地の所有者に利用意向をきく

(3)遊休農地に対する課税強化

1)対象となる遊休農地等

「利用状況調査」でA判定された農業振興地域の遊休農地で「利用意向調査」の結果を踏まえ、農業委員会が所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した場合は、



協議の勧告が行われるのは

耕作の意思表示をしない場合

自ら耕作の再開を行わない場合

農地中間管理機構への貸付の意向を表明しない等

遊休農地を放置している場合に限定

2)実施時期

平成29年度から実施。平成29年1月1日時点で農地中間管理機構と協議の勧告が行われている場合に遊休農地所有者への固定資産税の課税が強化(1.8倍)されず。

4. 「麦・大豆1トどりプロジェクト」がスタート

6月7日、県と農業団体が連携して、適期播種の推進など技術指導の強化や現場での技術実証など収量の向上に向けた対策に取り組み、気象条件に関わらず、安定して高い収量を確保できる栽培技術を普及させるとともに、先進農家では麦・大豆合わせて1ト(小麦650kg、大豆350kg)の単収を目指す佐賀段階「麦・大豆1トどりプロジェクト」に取り組むこととしました。

麦・大豆合わせて1トの単収を目指すことにより、農家の皆さんの麦・大豆に対する生産意欲を一層向上させ、このプロジェクトの実施期間である3年後には、全国トップクラスの単収を達成させたいと考えています。

重点推進事項

(1)適期播種

○遅まきを避け十分な生育期間と生産量を確保。

(2)排水対策の徹底

○雨後、速やかに機械作業ができ、適期作業が可能に。

○大豆は出芽、苗立ちの確保。麦は根痛みを防止。

(3)的確な栽培管理の実施

○雑草の防除に加え、麦は土入れ、麦踏み・施肥、大豆は中耕培土などの管理作業の励行。

○倒伏防止や分けつの確保と十分な養分の供給。

(4)土づくり

○わらのすき込みなど有機物の施用により、土壌の膨軟化を図り、透水性を高める。保肥力も向上。

○極端に酸性化した土壌では、土壌改良剤を施用。

(県農産課からの情報提供)

7. 常設審議委員会結果 (H28年6月)

議 事

農地法第4条及び第5条の規定により農業委員会から意見を求められた案件について審議した結果、下記のとおり「異議なし」として意見回答することに決定しました。

<農地法関係処理状況>

回数	開催日	区分	件数(30a超)
第3回	6月15日	第4条	0
		第5条	8(7)

8. 今後の行事予定

月	日	時間	場 所	内 容
7	5	10:00	グランド はがくれ	平成28年度第3回農の雇用事業募集説明会
	15	13:30	グランド はがくれ	第4回常設審議委員会
	20	13:30	はんぎーホール	第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
	20	10:00	グランド はがくれ	集落営農の法人化に係る担当者研修会
	21	13:30	グランド はがくれ	農業法人協会研修会
8	5	10:00	佐賀総合庁舎	集落営農法人化相談会(佐城地区)
	17	13:30	グランド はがくれ	第5回常設審議委員会
	19	10:00	J A さが鹿島支所	集落営農法人化相談会(藤津地区)
	26	10:00	J A さが白石中央支所	集落営農法人化相談会(杵島地区)
	26	13:30	グランド はがくれ	農の雇用事業・就業規則研修会
	3、10 18、30	13:30	アバンセ	第1回～第4回農業簿記講習会
9	2	10:00	唐津総合庁舎	集落営農法人化相談会(東西松浦地区)
	6	13:30	アバンセ	第5回農業簿記講習会
	7	10:00	三神普及センタ -	集落営農法人化相談会(三神地区)
	15	13:30	グランド はがくれ	第6回常設審議委員会